

乙第17号議案

## 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

別紙

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

### 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

#### 理 由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

(別紙)

## 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。